

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ヤマトホールディングス株式会社		コード	9064		
提出日	2025/5/28	異動（予定）日	2025/6/20			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため					
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）						

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	菅田 史朗	社外取締役	○													○		有
2	久我 宣之	社外取締役	○													○		有
3	チャールズ・イン	社外取締役	○												△			有
4	池田 潤一郎	社外取締役	○													○		有
5	木原 民	社外取締役	○													○	新任	有
6	松田 隆次	社外監査役	○													○		有
7	井野 勢津子	社外監査役	○												△			有
8	寺田 昭仁	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行なううえで重要と考えます。</p> <p>菅田史朗氏は、経営者としてマーケティング・営業、IT・デジタル・テクノロジー、グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行および事業戦略、生産性向上やコスト構造改革について経営者の視点から当社の経営全般に助言いただいており、当社の経営体制のさらなる強化に向けて、社外取締役として選任しております。</p> <p>（独立役員の指定理由）</p> <p>上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
2		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行なううえで重要と考えます。</p> <p>久我宣之氏は、経営者として人事・労務・財務・会計、グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行および財務戦略、コーポレート・ガバナンスについて経営者の視点から当社の経営全般に助言いただいており、当社の経営体制のさらなる強化に向けて、社外取締役として選任しております。</p> <p>（独立役員の指定理由）</p> <p>上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
3	<p>チャールズ・イン氏がエグゼクティブアドバイザリーを務めるワールドワイド・シティグループ（香港）と当社は、2014年10月1日から2019年9月30日までの期間において、グローバル事業戦略についてアドバイスをいただきました。アドバイザリー契約を締結しておりましたが、その報酬は年額5万米ドルであり、当社の独立性判断基準（4.補足説明に記載）を満たしており、独立性に関して懸念はないものと判断しております。</p>	<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行なううえで重要と考えます。</p> <p>チャールズ・イン氏は、経営者としてマーケティング・営業、IT・デジタル・テクノロジー、グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行およびグローバル事業戦略について経営者の視点から当社の経営全般に助言いただいており、当社の経営体制のさらなる強化に向けて、社外取締役として選任しております。</p> <p>（独立役員の指定理由）</p> <p>上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
4		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行なううえで重要と考えます。</p> <p>池田潤一郎氏は、経営者として人事・グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行および事業戦略、人事戦略について経営者の視点から当社の経営全般に助言いただいており、当社の経営体制のさらなる強化に向けて、社外取締役として選任しております。</p> <p>（独立役員の指定理由）</p> <p>上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>

5	<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行いうえで重要と考えます。</p> <p>木原 民氏は、IT・デジタル・テクノロジー、人事の分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行およびデジタル戦略、人事戦略について専門家の視点から当社の経営全般に助言いただくことを期待し、当社の経営体制のさらなる強化に向けて、社外取締役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉</p> <p>上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
6	<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行いうえで重要と考えます。</p> <p>松田隆次氏は、弁護士としての高度な専門知識を有しており、客観的な見地からグループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉</p> <p>上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
7	<p>井野勢津子氏は、2012年3月から2017年6月までの期間において、当社グループの取引先であるアマゾンジャパンのリテール部門CFOを務めておりましたが、同社を退社後、約8年が経過していることから、当社の独立性判断基準（4.補足説明に記載）を満たしており、独立性を有すると判断しております。</p>
8	<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行いうえで重要と考えます。</p> <p>井野勢津子氏は、他社における財務および会計の分野を中心とした豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的な見地からグループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉</p> <p>上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>

4. 補足説明

<p>当社では、社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する方針として、東京証券取引所が示す独立性に関する判断基準を踏まえ、独自の基準を以下のとおり定めています。</p> <p>＜独立性判断基準＞</p> <p>当社における社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するには、以下各号のいずれかに該当する者であつてはならないものとしております。</p> <p>(1) 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）を主要な取引先（注1）とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）である場合は、その業務執行者</p> <p>(2) 当社の主要な取引先（注2）、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者</p> <p>(3) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家</p> <p>(4) 当社を主要な取引先とするコンサルタント、会計専門家、法律専門家、またはその他専門サービス業である法人等（注4）の一員</p> <p>(5) 当社の主要な株主（注5）、もしくは主要な株主が法人等である場合は、その業務執行者</p> <p>(6) 当社が寄付（注6）を行っている先またはその業務執行者</p> <p>(7) 過去3年間において上記(1)～(6)に該当していた者</p> <p>(8) 過去3年間において当社の会計監査人であった公認会計士または監査法人の一員</p> <p>(9) 過去10年間において当社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員または使用人であった者</p> <p>(10) 上記のいずれかに該当する者（重要な者（注7）に限る。）の近親者（注8）</p>
--

注1 直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結営業収益の2%を超える取引先をいう。

注2 直近事業年度における取引額が当社の年間連結営業収益の2%を超える取引先または同事業年度における当社への融資額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注3 直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。

注4 最近3事業年度の平均で、その法人等の連結営業収益の2%以上の支払いを当社から受けている法人等をいう。

注5 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または法人をいう。

注6 1事業年度当たり1,000万円を超える寄付、または寄付を受けた者が法人である場合は、その者の直近事業年度における年間営業収益の2%を超える金額の寄付をいう。

注7 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員および部長職以上の業務執行者ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、弁護士法人または法律事務所に所属する者のうち弁護士その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

注8 配偶者および二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。